

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課（06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	使用料等の減免
概要	大阪市普通河川管理条例により特別の理由があると認める場合には、使用料等が減額又は免除されます。減免を受ける時は使用料等減額・免除申請書を提出する必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第23条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	以下の項目のいずれかに該当すること。 ・天災事変その他不可抗力により、許可を受けた行為ができなくなったとき。 ・市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	使用料等減額・免除申請書及び関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	